

芝浦工業大学校友会
「不動産建設芝浦会」支部会則

芝浦工業大学校友会
不動産建設芝浦会

芝浦工業大学校友会 不動産建設芝浦会 支部会則

第一条 (名称) 本会は芝浦工業大学校友会「不動産建設芝浦会」と名称とする。

第二条 (目的)
①本会は、会員相互の親睦及び教養の向上を図り、芝浦工業大学校友会の発展に寄与すると共に、母校、芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。
②又、本会は芝浦工業大学との情報交換を密接に行い、後輩の指導育成を行う。

第三条 (会員)
本会は正会員及び賛助会員をもって構成する。
正会員とは芝浦工業大学校友会の正会員であつて、不動産業及び建設業あるいは、これに関連する業に携わっている者で、本会に入会申し込みをした者とする。
賛助会員とは、正会員の資格を有する者の他、本会の趣旨に賛同し、入会を申し出た者については、役員会の承認を経て賛助会員とすることができる。

第四条 (事務所) 本会の事務所を東京都渋谷区上原1-38-8 株式会社SD建築企画研究所内に置く

第五条 (役員) 本会に次の役員をおく。
①会長(支部長) 1名
②副会長(副支部長) 若干名
③事務局長 1名
④幹事 若干名
⑤監査 2名
⑥顧問 若干名

第六条 (役員の選任、任期、併任の禁止)

役員の選任は本支部総会において選任するものとする。

役員の任期は選任された日の翌日から3年とし、再任をさまたげない。

役員は任期満了後でも後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

監査は他の役職と兼任出来ない。

第七条（役員の任務）

会長	本会を代表する（校友会本部との関係においては、不動産建設芝浦会支部長とする）
副会長	会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が会長の職務を代理、代行する。
事務局長	会議の運営を統括し会計を兼ねる。
幹事	事務局を組織し、他の役員と共に会務の執行にあたる。
監査	会計事務その他会務の監査にあたる。
顧問	会務について諮問に応え意見を述べる。

第八条（会議）

支部総会として以下がある。

- 定時総会 年1回 期日を決めて開催する。
臨時総会 役員会において必要と認めた場合に隨時開催する。
また、役員会は会長が必要と認めた場合または、役員の三分の一以上の要請により会長が召集する。

第九条（事業年度）

本会の事業年度は毎月4月1日から翌年の3月31日までとする。

（会計年度は事業年度と同様とする）

第十条（会費）

本会の通常会費は年間3000円として、事業年度始めまでに納入する。
本会は支部総会その他特別の会議、会合などの場合は役員会の義を経て臨時総会会費を徴収することができる。

第十二条（予算決定）

毎年度の予算は総会の義を経て決定する。決算は監査を経て会務報告と共に総会に報告し、承認を受けるものとする。予算、決算は会務報告（事業報告）と共に会員に公表する。

第十二条（本部への報告）

支部会則の変更、支部役員の変更、毎年度の事業計画ならびに事業報告、支部予算ならびに決算報告については総会の承認を経た後、遅滞なく校友会本部へ届出るものとする。